

財務省告示第四百二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年十月二十五日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第六十

二 発行の根拠 回）

の法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

めの公債の発行の特例等に関する

る法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項及

び第五条ノ二

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号）以

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

方募

イ

八

二

入札競争の
価格競争
入札競争
価格競争
入札競争
価格競争

特別参加
市場
競争
入札
競争
価格
競争
入札
競争
価格
競争
入札
競争
価格
競争

価格を募入額により加重平均し、
得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、
競争入札発行と同時に行われる
であつて、財務大臣が各
市場特別参加者ごとの
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第
一価格競争入札発行」という。）
及び、
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各
市場特別参加者ごとの
に発行（以下「国債
市場特別参加者・第
一価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各割り当て。応募額を割り当てる。
各
国債市場特別参加者ごとの
応募額を割り当てる。
各
国債市場特別参加者ごとの
応募額を割り当てる。
各
国債市場特別参加者ごとの
応募額を割り当てる。

八 口										六 イ 発												
争非者特国	札非									入価行争非者												
入価・別債	発競									札格行入価・												
札格第参市	行争入									発競札格第												
発競加場	入									行争額発競												
八百二十億円	八付ノ	国債の整理基金特別会計法第五条	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条	四億二千七百円	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条	七十億五千万円	面金額で三億九千万円	行した利付の債に規定し、総額九十億	法第五條ノ三十九億六千万円を以て、同	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条	一億二千万円に、特別の計法第五條ノ	債の整理基金特別会計法第五條ノ	で九億六千四百五十万円の金額を以て、	利付の債の整理基金特別会計法第五條ノ	第一項の例等に関する法律第二条	行の財政法第七條ノ三項の平成十一年の	億六十万円、額、金の十億八千九百	ついで、は、額、金の十億八千九百	定に基づき、發行した利付の債の	うち、財政法第一條ノ二項の規	額、金額、第一兆四千三百二十億	込みの応募額を割り当てる。

十一	九	八	二					八	口	イ	七	二											
発 行 価 格 日	振 替 単 位	額 最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	国 債 市 場	行
平成十八年十月二十五日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円				千 八 百 九 十 億 五 百 四 十 五 万 円					千 八 百 九 十 億 九 百 万 円		千 五 百 四 十 二 億 千 九 百 八 十 八 万 六 千		一 兆 八 千 二 十 三 億 四 千 三 十 八 万		八 百 九 十 一 億 円		付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条		

十
三

口
イ

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 入 価
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 発 競
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 ` 入 行 争

十 額 格 十 額
五 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九
銭 額 円 に つ き 九 十 九 円 九
百 円 に つ き 九 十 九 円 九
十 円 に つ き 九 十 九 円 九
五 円 に つ き 九 十 九 円 九
銭 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九

(一) 年
一 募 入 二 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、 払 込 金 額 に 加 え、 次 の 算
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 35}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、その利息に
係る所得税が源泉徴収されるに
も、その振替口座簿中の口
座の記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の金額よ
り算出した金額を乗じた金額
に、百分の二十を乗じた金額

十四 初期利子

ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ、平成十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六

償還期限

平成二十三年九月二十日額面金額百円につき百円

十七

償還金額

日本銀行

十八

払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九

払込期日

平成十八年十月二十五日